

今月のおすすめ本

みんなの図書館

このほかにもたくさんの新着図書があります!!

『おだんご先生のおいしい! 手づくり和菓子 春 わくわくおにぎりさくらもち』
著/芝崎本実、絵/二木ちかこ
出版社/童心社、出版年/2015.2月

『EPITAPH 東京』
著/恩田 陸
出版社/朝日新聞出版
出版年/2015.3月

『はじめての寄せ植え レッスンBOOK』
著/上田広樹
出版社/学研パブリッシング
出版年/2015.3月

『ふるさと納税完全ガイド 2015年最新版 やれば誰でも得できる!』
出版社/洋泉社、出版年/2015.3月

『おだんご先生の手づくり和菓子』
四季折々の季節感あふれる和菓子は、優しい味で見た目も美しく、心和むスイーツ。この本では、おだんご先生が、低カロリーでおいしい和菓子について教えてくれます。米粉や寒天、あんこなど身近な材料で作る、春の和菓子の簡単レシピがいっぱいです。

『まるくんさんかくさん しかくちゃん』
脚本・絵/和歌山静子
出版社/童心社
出版年/2015.4月

『こぶたのピクルス』
文/小風 さち、絵/夏目 ちさ
出版社/福音館書店
出版年/2015.2月

『ふるさと納税完全ガイド 2015年最新版』
数多くのメディアで取り上げられ、平戸市が大きな話題となった「ふるさと納税」。「やれば誰でも得できる!」と題したこの本は、全国各地の絶品特産品、達人のオススメランキングやふるさと納税超入門などが収録されています。

赤いまるくん、黄色のさんかくさん、青いしかくちゃんが動き出します。あれ、まるくんがいなくなっていました。どこへいったのかな? みんなで見つけてみよう。楽しい参加型の紙芝居です。読み聞かせにいかがでしょうか。

ピクルスはこぶたの男の子。ピクルスの1日は楽しさいっぱい! 学校へいく途中で、市場へのおつかいで、いろいろな場所で元気いっぱいピクルスの毎日を描いた一冊です。

※平: 平戸図書館 永: 永田記念図書館 南: 南部公民館図書館 生: 生月支所図書室 田: 田平町中央公民館図書室 大: 大島村公民館図書室

～図書館からのお知らせ～ 永田記念図書館開館時間: 午前10時～午後6時(金曜日午前10時～午後7時)

平戸図書館 ☎22-4017
◎休館日/平戸図書館は新図書館準備のため、新図書館開館(今夏)まで休館しています。ご迷惑をおかけします。図書の返却は平戸市離島開発総合センター1階の返却ポストへお願いします。

永田記念図書館 ☎28-0128
◎休館日/7日図、14日図、21日図、26日図、28日図

●4月の主なもよおし●
■おはなし会/毎週土曜日 午後2時～ 市ふれあいセンター児童室

■図書館ホームページ■
インターネットを使って図書館の情報を見るができます。
◎パソコンから
URL <http://www.hirado-libraries.jp/>
◎携帯電話から
携帯電話のバーコードリーダーで右のQRコードを読み込んで簡単にアクセスできます。

南部公民館図書室 ☎27-0047
生月支所図書室 ☎53-2111
田平町中央公民館図書室 ☎57-0207
大島村公民館図書室 ☎55-2985

オランダへ

3月は平戸市にある高校3校からの高校生とオランダへ短期留学に行ってきました。生徒はほとんど初海外旅行でした。初めて飛行機に乗る子もいました。出発する前には学年末に向かって、試験がありまして、生徒がそればかりで忙しかったです。飛行機に乗るときはやっと短期留学に気が向いた感じがしました。オランダに着くと、生徒たちはオランダの不思議なところに大きく驚きました。まず、学校生活は全く違いました。靴を履いたまま校舎に入ってもいいし、好きな私服を着てもいいし、先生を下の名前で呼んでいいし、それで目を白黒させました。しかもオランダ人の高校生は背が高くて、どちらが生徒か先生かまるで分からなくなることがありました。平らな国ですので自転車通勤するのが普通です。留学生もホームステイ先から学校まで自転車を通うことになりました。遠くて30分かかかる生徒もいて、寒い冬の中に頑張りました。寒くてもずっと道を沿って遠くまで見える花畑を眺めながら走って「海外に来た!」と実感しました。

いい交流ができ、いっぱい勉強になりました。そして楽しかったです。

来年はまたこれから応募があった高校1年、2年生12人と行く予定です。一人でも多くの高校生に体験していただきたいと思ひます。応募をお待ちしています。

オランダ橋から世界へ

国際交流員
パウデワイン
フロンク



こちらは「市民総合相談室」市民総合相談室のコーナーをお届けします

■賃貸住宅を借りるとき

4月は就職や職場の転勤・異動などで新しい新居への引越しが多くなる時期です。今回は賃貸住宅に関する消費者トラブルについてご紹介いたします。

トラブル事例

○事例1 退去時に自分で掃除をし、借りた時の状態に戻したが、クリーニング代やクロス張替えなどの名目で敷金は戻らず手出しが出てしまった。

○事例2 月末に翌月からの入居の申し込みを行なったが、急遽転勤が決まったため、キャンセルを申し出たところキャンセル料金を請求された。

○事例3 2年住んだ賃貸アパートを退去した。契約書に入居時に支払った保証金15万円のうち10万円を「※」敷引き」として書かれており、契約終了後、敷引金と借主が負担すべき費用を保証金から控除すると書かれていた。

※敷引き 契約終了時に敷金(保証金を含む)のうち一定の金額を返還しない旨の特約条項。

今回のような場合は、国土交通省が設ける「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認しましょう。これには通常の敷金の考え方や、トラブルを未然に防止するために消費者がとっておくべき行動や知っておくべき内容が記載されています。また、通常使用をしていけば起こりうる経年劣化や損耗などの修繕費用や、その負担割合についても記載されています。キャンセル料金についても、キャンセルに関する特約が書かれている場合があります。急な変更が生じる場合のため、賃貸住宅に関する契約書の内容はしっかり確認しておくことが重要です。契約書の中には消費者の不利益となれる内容が書かれていることもあります。その際はよく考え仲介業者や家主と契約内容について交渉することも考えましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

国土交通省ホームページ掲載

URL <http://www.mlit.go.jp/>

▶消費生活相談・市民相談・行政相談についてのお問い合わせ 市民課市民総合相談室 ☎内線2530